

札幌圏都市計画流通業務地区の変更（札幌市決定）

都市計画流通業務地区を次のように変更する。

名 称	面 積 (h a)	備 考
大谷地流通業務地区	約 187	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

大谷地流通業務地区のうち、流通業務市街地として整備する見込みのない区域においては、流通業務地区を廃止する。

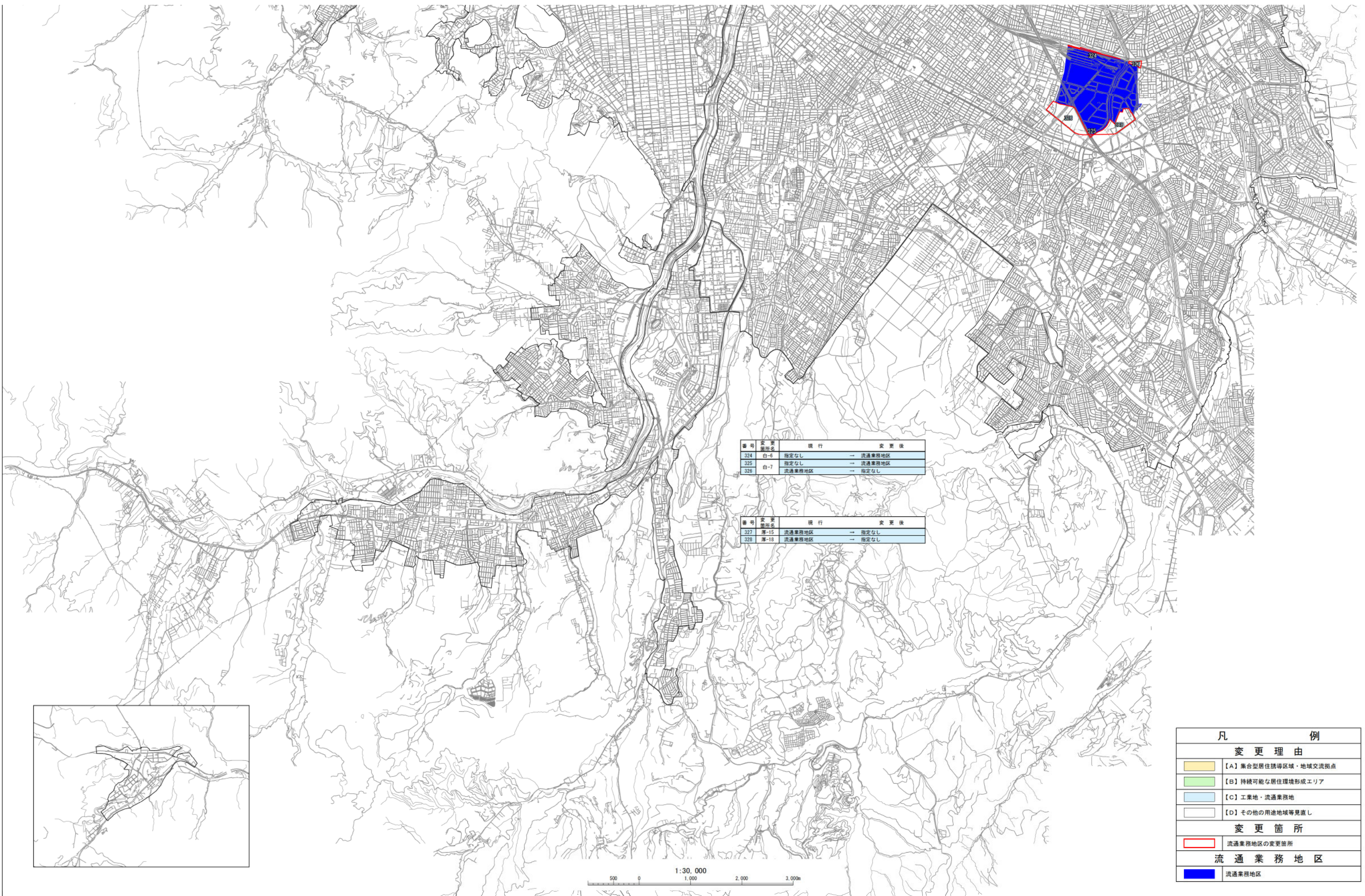
あわせて、土地の合筆により地番界が消失し、流通業務地区の境界が不明となった部分について、近傍の明確な地番界に境界を置き換えるため、区域の変更を行う。

札幌圏都市計画流通業務地区新旧対照表

名 称	面 積 (h a)		
	新	旧	増減
大谷地流通業務地区	約 187	約 230	△43

札幌圏都市計画 流通業務地区 変更箇所図





番号	変更箇所名	現行	変更後
324	白-6	指定なし	→ 流通業務地区
325	白-7	指定なし	→ 流通業務地区
326	白-7	流通業務地区	→ 指定なし

番号	変更箇所名	現行	変更後
327	厚-15	流通業務地区	→ 指定なし
328	厚-18	流通業務地区	→ 指定なし

凡 例	
変更理由	
	【A】集合型居住誘導区域・地域交流拠点
	【B】持続可能な居住環境形成エリア
	【C】工業地・流通業務地
	【D】その他の用途地域等見直し
変更箇所	
	流通業務地区の変更箇所
流通業務地区	
	流通業務地区

1:30,000
500 0 1,000 2,000 3,000m

変更理由 凡例
 【A】： 集合型居住誘導区域・地域交流拠点
 【B】： 持続可能な居住環境形成エリア
 【C】： 工業地・流通業務地
 【D】： その他の用途地域等見直し

流通業務地区変更箇所別概要表

(札幌市)

整理番号	決定(変更)箇所名	決定(変更)内容		決定(変更)面積(ha)	現況及び決定(変更)理由	関連する措置
		現在	決定(変更)			
		種類	種類			
324	白-6	指定なし	流通業務地区	1.5	流通業務地区の境界が不明瞭な部分について、区域の変更を行う【C】	特別用途地区高度地区
325	白-7	指定なし	流通業務地区	0.3	流通業務地区の境界が不明瞭な部分について、区域の変更を行う【C】	特別用途地区高度地区
326		流通業務地区	指定なし	24.5	流通業務市街地として整備する見込みのない区域について、流通業務地区を廃止する【C】	特別用途地区高度地区
327	厚-15	流通業務地区	指定なし	1.8	流通業務市街地として整備する見込みのない区域について、流通業務地区を廃止する【C】	特別用途地区高度地区
328	厚-18	流通業務地区	指定なし	16.4	流通業務市街地として整備する見込みのない区域について、流通業務地区を廃止する【C】	特別用途地区高度地区